

マイナ保険証の利用促進のための 薬剤師・薬局としての取り組み

医療DXの実現は医療の質の向上に資するものであり、マイナ保険証の活用はその第一歩。

薬剤師が国民・患者に対してお薬手帳を普及した時と同様に、マイナ 保険証の利用を積極的に促していく必要がある。

薬局において、来局者に3点セット(マイナ保険証、処方箋、お薬手帳) の持参を習慣付けるための声かけなどの取組を進めていくとともに、 学術大会などの場を活用して、会員への周知にも努めていく。

厚生労働省におかれては、現場での混乱やトラブルなどが起きないよう、マイナ保険証の信頼回復に努めるとともに、今後さらなる医療DXにおける一体的なシステムへの対応における補助金や税制上の一層の支援を願いたい。

令和5年9月 公益社団法人 日本薬剤師会

医療DX推進のための取組(具体策)について



1. 薬局におけるマイナ保険証の利用促進の強化

一患者へのアクションー



2. 医療DXの全体像の整理、周知、理解

一薬局へのアクションー



3. 関係者と協力した対応



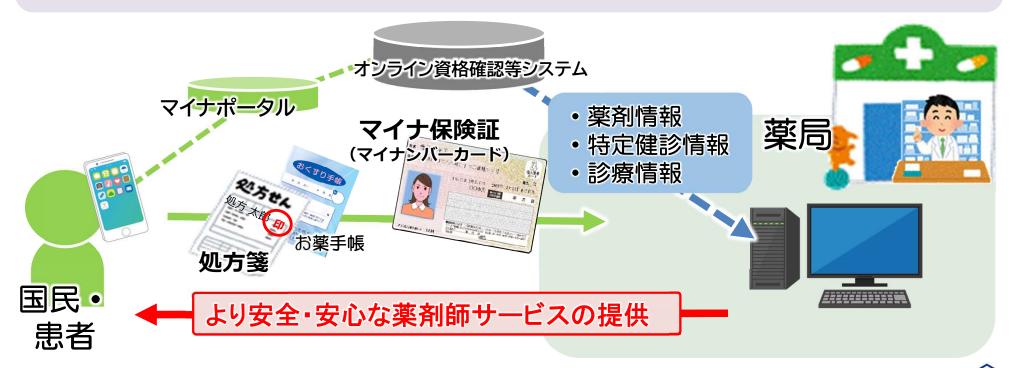
1. 薬局におけるマイナ保険証の利用促進の強化



- ▼取組事項
- 〇薬局において、来局者に3点セット(マイナ保険証、処方箋、お薬手帳) の持参を習慣付けるための声かけ

(保健医療情報に拠る、より安全・安心な調剤体制/正確な情報が紐づいていることも確認可)

- ○マイナポータルの活用による自己情報確認の有用性の啓発
- 〇薬局における掲示等による周知(デジタルサイネージ等の周知資料の紹介など)



2. 医療DXの全体像の整理、周知、理解



当初より、オンライン資格確認等システムという全国基盤に薬局が繋がっ ておく必要があることの周知に努めてきた。

今後は、医療DXの全体像への理解とともに、マイナンバーカードの利活 用による質の高い薬剤師サービスの提供(健康保険証の提示を求めてこなかっ た意識の払拭)。

- ・令和5年9月中旬、学術大会及び都道府県薬剤師会会長会(会場:和歌山)
- ・令和5年10月より順次開催の全国ブロック会議における発信





3. 関係者と協力した対応



- ▼ 国(厚労省、総務省、デジタル庁)、三師会、薬剤師・薬局関係団体(NPh A、JACDS、JPA)と協力して、マイナ保険証の利用促進に係る課題等を把握しつつ、各種ツールの活用(ポスター作成、デジタル推進委員の活用等)を進める。
- ▼ 現場がマイナ保険証の活用によるメリットを実感できるよう、各ベンダがオンライン資格確認等システムにおいて確認可能な保健医療情報の全てが閲覧できるシステム構築の徹底に向け、JAHISにおける関係者との連携を推進し、取組を強化すべき。

レセコンや電子薬歴等の情報連携において、標準化・一体化に向けた厚生労働省等の担当部局との連携を推進し、現場にとっての操作性や見読性の向上を図っていく必要もある。

- ▼ 地域の薬剤師会が地域の関係者や自治体と連携し、取り組みを進めて 行けるよう、日本薬剤師会として対応していく。
- ▼ 国(厚労省、総務省、デジタル庁)においては、現場窓口での混乱やトラブルなどが起きないよう、「マイナ保険証の信頼回復」に向けたさらなる対応をお願いしたい。



参考資料

医療DXによる情報を活用した国民・患者への薬剤師サービスのビジョン





電子カルテ情報交換サービス

- 傷病名アレルギー・感染症 処方
- 薬剤禁忌検査

マイナンバーカード



- 居宅療養管理指導報告書
- 服薬情報等提供書
- ・トレーシングレポート 等



電子処方箋 管理サービス

オンライン資格確認等システム (全国医療情報プラットフォーム)

地域医療情報連携ネットワーク

薬剤情報・特定健診情報・診療情報

処方・調剤情報 調剤情報に内包する疑義 照会等のコード体系化



学校

院内処方(リアルタイム)

マイナポータル

API連携

服薬状況情報・チャット等での

相談やフォローアップ

・医療用医薬品・OTC薬を包括

した成分上での管理

電子お薬手帳

風邪藥 EX

自身の健康情報を 電磁的に所有・閲覧

自身で医療機関・薬局に提示



ウェアラブルデバイス等

健康アプリ

母子手帳

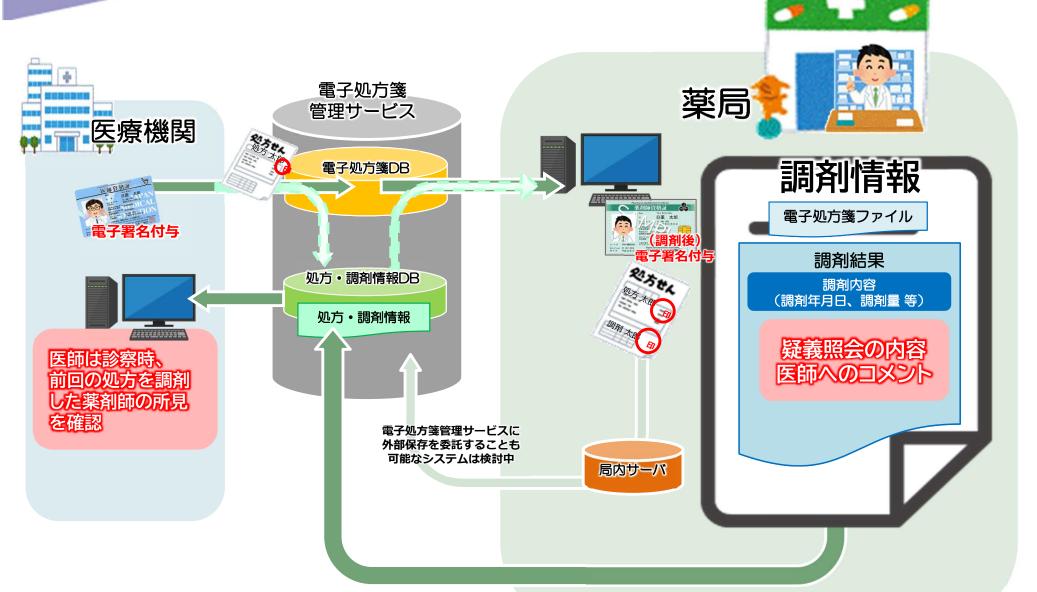
疾病管理手帳

国民· 患者

・EHR・EMR・PHR、健康アプリ等の 患者情報を活用した服薬指導や継続 的なフォローアップ、日常生活におけ る健康サポート

電子処方箋の仕組みを活用したコミュニケーションの向上





処方情報共有をリアルタイムでの確認を可能 とすることが安全につながる



- 処方情報をリアルタイムで薬局が得られることは、 これまで出来なかった院内で使用された薬剤情報 も得られることになり、大変重要な意味を持つ
- ○<u>オンライン資格確認等システムにおける薬剤情報の共有</u>
 院内で使用された薬剤の情報を内包するが、データソースがレセプトデータのため1か月以上のタイムラグがある。
- ○<u>電子処方箋の仕組みによる処方情報</u> リアルタイムに共有可能だが、処方箋が発行されたことによるデータに基づく情報であるため、 院内で使用する薬剤は院内のオーダーのみとなる。
- 外来におけるがん化学療法では、院内にて注射等により投与されている抗がん剤と、 処方箋において投与される抗がん剤とが一つのレジメンである場合や、支持療法と して繋がっているものが多く、薬局において処方箋の内容のみを見るだけでなく、 処方箋による調剤の際に院内で使用された薬剤を把握することは服薬指導の質の 向上、また患者の安全な薬物療法に大きく寄与するものとなる。



日本薬剤師会から都道府県薬剤師会へ協力依頼

マイナ保険証によるオンライン資格確認の更なる推進について _{|||||||}|

(概要)

先日の社会保障審議会医療保険部会で公表された資料によると、薬局におけるマイナ保険 証でのオンライン資格確認の利用状況の割合が医療機関に比して大きく下回っていること、また、薬剤情報閲覧も医療機関での利用件数よりも低い状況であることが示されました。

マイナ保険証によるオンライン資格確認は、医療DXの基盤となる重要な仕組みであり、これにより、院内投薬に関する内容を含めた薬剤情報や特定健診等情報の閲覧、そして電子処方箋の利用が初めて可能となるものです。(略)より多くの薬局利用者にマイナ保険証による資格確認を利用していただくことは、患者に安全かつ効果的な薬物治療の提供を確保する上で、非常に有効な手段と考えております。

薬局の窓口で健康保険証を提示する習慣のなかった患者に対して健康保険証に代わるマイナ保険証の利用を求めることに加えて、昨今のマイナンバーカードに係る様々な不手際もあり、その利用を求めることは容易ではないと想像できますが、

- ●薬局窓口での患者への声かけ
- ●待合室等におけるマイナ保険証の利用促進に関する掲示

など、貴会会員に対し、その推進に向けて更なるご協力を賜りたいと存じます。